

会津美里町中小企業等6次産業化支援事業補助金募集要領

1. 事業の目的

中小企業者が地域の農産物を活用した加工品等を支援するための条件整備に係る経費に対し支援することで、中小企業者と農業者の所得の増加につなげる。

2. 募集対象者

本補助金の募集対象者は、以下の(1)から(4)の要件を全て満たす者であること。

- (1) 会津美里町内に主たる事業所及び製造拠点を有する中小企業者及び個人事業主。
- (2) 市町村税などの滞納がないこと
- (3) 過去に本補助金を受けていないこと
- (4) 暴力団等の反社会的勢力でないこと、かつ、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと

3. 補助内容

(1) 補助対象経費

補助対象経費が100万円以上であり、かつ、次の商品開発及び既存商品の改良に係る経費とする。

経費区分	内 容
設備費	機械装置、工具、器具、備品の調達費用 ※対象外：消耗費、中古物品、汎用性の高いもの（例、パソコン、カメラ、携帯電話、タブレットなど）
工事費	機械購入に伴う加工所の新設・改装費用
広報費	販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費
委託費	事業の遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費。デザイン料、ホームページ作成料 ※対象外：製造委託及び開発委託に係る全部または一部の費用。

(2) 補助対象期間

補助決定日から令和5年3月末日（期間内に事業を終了（支払含む）すること。）までとする。

(3) 募集件数

予算の範囲内とする。令和4年度予算額250万円

(4) 補助率等

補助対象経費の2分の1以内の額とし補助下限額を50万円、補助上限額を250万円とする。

4. 募集申請書類の提出について

(1) 提出書類

【提出書類】

- ・ 交付申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 事業経費の明細が分かる書類
- ・ 町税等納税証明書の写し
- ・ 暴力団排除に関する誓約書
- ・ その他町長が必要と認める書類

- ① 必要に応じ記載以外の追加説明資料の提出を求める事があります。
- ② 提出書類や追加提出資料は返却しません。

5. 提出・問い合わせ先

会津美里町役場産業振興課商工観光係

会津美里町字新布才地1番地

電話55-1191、FAX55-1199

E-mail sangyo@town.aizumisato.fukushima.jp